

鳥インフルエンザ 経営再建保険

(鳥インフルエンザ特別約款付帯運送保険)

協会員様用



令和5年11月以降
保険始期用



- 保険期間(11か月)
令和5年11月1日午前0時～令和6年9月30日午後12時まで
- 申込／保険料入金締切日
新規(更新)加入申込: 令和5年10月6日(金)
新規(更新)入金締切: 令和5年10月13日(金)
※加入をご希望される方は、期日までに必ずお手続きください。
- 保険料(鳥インフルエンザ補償)
成鶏: 8.25円 / 育成鶏: 4.13円

一般社団法人 日本養鶏協会

(引受保険会社) 共栄火災海上保険株式会社 (幹事)

鳥インフルエンザに対する 備えは万全ですか？

鳥インフルエンザ経営再建保険

本保険制度に加入する農場で鳥インフルエンザが発生し、飼養する採卵鶏（成鶏・育成鶏）が死亡、または殺処分された場合に保険金をお支払いします。

令和4・5年シーズンも全国各地で鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

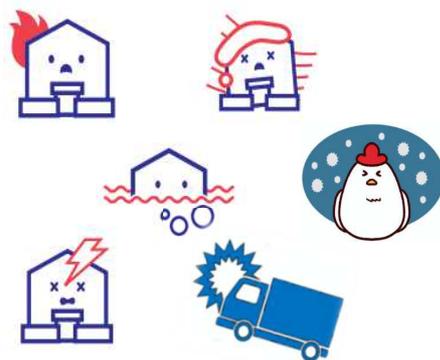
世界的にみても鳥インフルエンザの発生リスクは高まっているため、会員の皆様が安心して採卵養鶏事業を継続できるよう今年度も保険商品をご用意させていただきました。

“鳥インフルエンザ経営再建保険”の3つの安心！！！！

“幅広い補償で”

“安心”

「鳥インフルエンザ経営再建保険」では、鳥インフルエンザに罹患するリスク、輸送中の交通事故のリスクを補償する鳥インフルエンザ補償に加え、近年、地球温暖化・異常気象の影響により多発している「落雷、台風、竜巻、雹災、雪災および洪水、土砂崩れなどの水災、熱波、寒波」による鶏の死亡・行方不明のリスクに対する自然災害を補償する型も選択可能で、ニーズに合わせて大切な採卵鶏を幅広くお守りします。



“支払保険金がわかりやすく”

“安心”

鳥インフルエンザ経営再建保険では、成鶏430円/羽、育成鶏180円/羽のお支払いになります。

成鶏
430円

または

育成鶏
180円

×

死亡・殺処分
羽数または、加入
申告羽数のい
ずれか少ない羽数

=

支払保険金

Simple!!



※上記は死亡・殺処分羽数が10万羽未満の場合となります。死亡・殺処分羽数が10万羽以上の場合は、自己負担額が発生します。

“保険金の受取りが早く”

“安心”

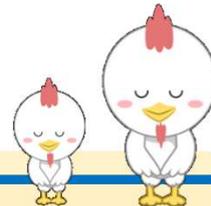
Point !!



鳥インフルエンザに罹患した場合、補助金等の受取りには時間を要しますが、「鳥インフルエンザ経営再建保険」では、行政が発行する死亡・殺処分羽数が確認できる書類が発行された段階で保険金をお支払いします。

※必要書類をご提出いただくタイミングによっては、お支払いが遅れる可能性があります。

* 改定のご案内



近年の鳥インフルエンザの多発により、本制度でも発生率が高い状況が続いております。養鶏事業を取り巻く環境におかれましては、飼料価格、資材価格の高騰の中、様々なご苦労があることと推察いたしますが、持続可能な制度運営ができるよう、本制度の補償内容を以下のとおり改定させていただきます。

1. 保険始期日の変更

令和5年11月1日午前0時～令和6年9月30日午後12時まで（11か月）

※保険始期日が鳥インフルエンザの発生シーズンに被らないよう改定いたします。

※令和5年2月始期契約に加入の皆様も切り替えの手続きが必要です。

※令和5年2月1日～令和6年1月31日契約に加入されている方は切替時に未経過期間分の保険料を新契約に充当いたします。

2. 保険料の改定

● 令和5年11月始期契約～ 適用料率

（1羽あたり 単位：円）

契約始期	鳥インフルエンザ補償		自然災害補償		熱波・寒波補償	
	成鶏	育成鶏	成鶏	育成鶏	成鶏	育成鶏
令和5年2月1日～	3.74	1.87	3.30	1.40	12.90	5.40
令和5年11月1日～ （【参考】1年契約の適用料率）	8.25 (9.00)	4.13 (4.50)	3.03 (3.30)	1.28 (1.40)	11.83 (12.90)	4.95 (5.40)
1年契約の場合の増率	141%	141%	0%	0%	0%	0%

3. 合計保険料に対する総支払限度額の変更

〈改定前〉

〈改定後〉

保険制度全体における 合計保険料	保険制度全体における 合計保険料の目安	総支払限度額 の目安
3 億円以上	5.8 億円以上	12 億円
2.5億円以上	4.8 億円以上	10 億円
2 億円以上	3.9 億円以上	8 億円
1 億円以上	1.9 億円以上	7 億円
6,000万円以上	1.2 億円以上	6 億円
3,000万円以上	3,000万円以上	4 億円

※上記総支払限度額は見込の数値であり、暫定となります。鳥インフルエンザ補償における合計保険料が5.8億円以上の場合、総支払限度額は12億円となります。合計保険料が5.8億円に満たない場合は、保険会社と協議のうえ、総支払限度額を決定します。

4. 大規模農場での自己負担（免責）額の導入

死亡・殺処分羽数（※）に応じて、自己負担（免責）額を導入いたします。

死亡・殺処分羽数	自己負担割合
10万羽以上	死亡・殺処分羽数の 5%
20万羽以上	死亡・殺処分羽数の 10%
30万羽以上	死亡・殺処分羽数の 20%

※事故発生時に行政から発行される「殺処分羽数を確認する資料」で確認した死亡・殺処分羽数または加入申告羽数のいずれか少ない羽数に応じて、自己負担額が決定します。

加入プラン／
補償概要

P3

鳥インフルエンザ
経営再建保険制度の
保険金お支払い事例

P4

鳥インフルエンザ補償
について
保険料と保険金額／

P5

～
P6

自然災害補償 &
熱波・寒波補償
について

P6

保険責任期間について
／事故が発生したら

P7

保険金請求
必要書類一覽

P8

加入手続きについて

P9

重要事項

P10



加入 プラン

本保険制度のご契約は、

1型：鳥インフルエンザ補償のみ

2型：鳥インフルエンザ補償＋自然災害補償

3型：鳥インフルエンザ補償＋自然災害補償＋熱波・寒波補償

からお選びいただけます。

損害保険金の補償内容

(※)鳥インフルエンザ補償＋熱波・寒波補償のご用意はありません。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
補償範囲	輸送中	飼養中					
	輸送中 (火災・爆発・交通事故等)	鳥インフルエンザ	火災・破裂・爆発	落雷	風災・雹災・雪災	水災	熱波・寒波
		※④～⑥リスクによる鶏舎の倒壊による損害も補償されます。					
1型	1型・補償範囲						
2型	2型・補償範囲						
3型	3型・補償範囲						

ご希望の補償範囲に応じて
加入内容をご検討ください。

鳥インフルエンザ補償 (総支払限度額12億円)

※保険料合計によっては減額される場合があります。

①輸送中(自動付帯)

火災・爆発および輸送用具の衝突・転覆・墜落・脱線・不時着・沈没・座礁・座洲により生じた1羽ごとの死亡を補償します。
※自動付帯のため補償の範囲から除外することはできません。

②鳥インフルエンザ補償

飼養する採卵鶏が鳥インフルエンザに罹患し、死亡または家畜伝染病予防法第16条に定める殺処分命令により、損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※移動制限によって生じた損害は対象外となります。

自然災害補償 (総支払限度額12億円)

③鶏舎火災・破裂・爆発

飼養中に生じた鶏舎火災により、死亡、行方不明となった鶏の損害を補償します。

⑤風災・雹災・雪災

飼養中に生じた風災・ひょう災・雪災により、死亡、行方不明となった鶏の損害を補償します。

④落雷

飼養中に生じた落雷により、死亡、行方不明となった鶏の損害を補償します。

⑥水災

飼養中に生じた水災により、死亡、行方不明となった鶏の損害を補償します。



熱波・寒波補償 (総支払限度額12億円)

⑦熱波・寒波

著しく高温な気温が継続する熱波、著しく低温な気温が継続する寒波により飼養中の鶏が死亡(※1)した場合の損害を補償(※2)します。

(※1) 獣医師により、熱波または寒波による死亡と診断された場合に補償します。

(※2) 保険金を支払う事故が発生したときから終息するまでの連続した期間の事故を1回の保険事故とみなし、1回の保険事故が連続して72時間を超えた場合、72時間を超過した損害については保険金の支払対象とはなりません。

<注> 自然災害補償、熱波・寒波補償ともに、空調設備の故障や作業上の過失により空調設備本来の機能が発揮されなかったことによって発生した死亡や停電により発生した死亡による損害は保険金のお支払い対象とはなりません。

* 鳥インフルエンザ経営再建保険制度の

保険金お支払い事例



鳥インフルエンザ

- 【想定事例】 鶏舎の隅でまとまって死亡している鶏を発見。家畜保健衛生所に連絡後、PCR検査を受けたところ、鳥インフルエンザの陽性が確認され、殺処分命令が出た。／殺処分羽数：19.95万羽
- 【加入条件】 加入申告羽数：成鶏20万羽
- 【支払保険金】 81,495,750円
 (計算方法) ⇒ 430円 × 199,500羽 × (1 - 5%) = 81,495,750円
 (死亡・殺処分羽数) (自己負担割合控除後支払率)

※鳥インフルエンザ補償は、下記自己負担額が発生します。

●自己負担割合 一覧表

死亡・殺処分羽数	自己負担割合
10万羽以上	死亡・殺処分羽数の 5%
20万羽以上	死亡・殺処分羽数の 10%
30万羽以上	死亡・殺処分羽数の 20%

※本契約より、鳥インフルエンザ発生時の死亡・殺処分羽数または加入申告羽数のいずれか少ない羽数に応じて自己負担（免責）額を導入いたします。



加入プラン／
補償概要

P3

鳥インフルエンザ
経営再建保険制度の
保険金お支払い事例

P4

保険料と保険金額／
鳥インフルエンザ補償
について

P5
～
P6

火災



- 【想定事例】 鶏舎内にネズミが侵入し配線をかじったことにより、短絡（ショート）し電線被覆に着火して火災が発生した。火災の影響により1棟全焼し全羽死亡した。／死亡羽数：3.5万羽
- 【加入条件】 加入申告羽数：成鶏3.5万羽
- 【支払保険金】 15,050,000円（加入時の支払限度額が上限になります。）
 (計算方法) ⇒ 430円 × 35,000羽 = 15,050,000円



自然災害補償&
熱波・寒波補償
について

P6

熱波・寒波

- 【想定事例】 連日の猛暑日の影響により、飼養中の鶏が大量斃死した。獣医師の診断の結果、熱中症による死亡と診断された。／熱中症死亡羽数：1万羽
- 【加入条件】 加入申告羽数：成鶏10万羽
- 【支払保険金】 3,268,000円
 (計算方法) ⇒ 430円 × (10,000羽 - 500羽 (= 100,000羽 × 0.5%)) × 80%
 (死亡羽数) (1事故免責歩合) (縮小支払割合)
 = 3,268,000円



※熱波・寒波補償は、免責歩合（加入申告羽数の0.5%）、縮小支払割合（80%）が適用されます。

保険責任期間について
／事故が発生したら

P7

保険金請求
必要書類一
覧

P8



* お支払いできない想定事例 (こちらに記載の想定事例はすべて保険金支払の対象外となります。)

想定事例	想定事由
火災	・A鶏舎で火災が発生。A鶏舎に隣接するB鶏舎は火災は免れたものの鶏舎内の急激な温度変化で死亡が発生した。
水災	・河川の氾濫により鶏舎が浸水、鶏は浮いて難を逃れたが、濡れたことが原因で2～3日後に死亡した。 (※医学的見地に基づく獣医師の診断により直接の損害（水死）と認められた場合対象となります。)
風災	・台風の影響で電線が切れ、鶏舎で停電が発生。鶏舎温度が上昇し鶏が死亡した。 ・雹の影響で鶏舎の屋根に穴が開いた。空調の効きが悪くなり、この影響で鶏が死亡した。
落雷	・落雷により停電が発生。空調設備停止の温度上昇により鶏が死亡した。 ・落雷の音に驚き鶏が1か所に集中したため圧死が発生した。
熱波 寒波	・作業員が空調の電源を入れ忘れ鶏舎温度が上昇し鶏が死亡した。 ・配電線をネズミにかじられて停電が発生。鶏舎内温度が上昇し鶏が死亡した。 ・空調設備が故障し、鶏舎内温度が上昇し鶏が死亡した。 ・35℃以上の猛暑日が1週間続き鶏が死亡した。事故発生日より72時間経過以降の損害については支

※想定事例が直接の原因ではなく、いずれの事例も間接損害となるため対象外となります。



加入手続きについて

P9

重要事項

P10

* 保険料と保険金額について

★ 補償内容ごとの1羽あたりの保険料と保険金額

補償内容	◀ 保険料 ▶		◀ 保険金額 ▶	
	成 鶏	育成鶏	成 鶏	育成鶏
1型：鳥インフルエンザ補償	8.25円	4.13円	430円	180円
2型：自然災害補償	3.03円	1.28円		
3型：熱波・寒波補償	11.83円	4.95円		

※保険料は加算式です。成鶏：3型の場合、23.11円/羽になります。



* 鳥インフルエンザ補償について

Point !!

鳥インフルエンザ補償

Point ①

**補償内容が明確！
速やかに保険金をお支払いします！**

Point ②

無事故戻し（5%）があります！（条件付き）

Point ③

総支払限度額最大12億円！

Point ①

補償内容が明確！速やかに保険金をお支払いします！

【1羽あたり保険料】



〈成鶏〉

8.25円

本保険制度では、**120日齢以上の鶏を成鶏**といいます。



〈育成鶏〉

4.13円

本保険制度では、**120日齢未満の鶏を育成鶏**といいます。（※雛も含まれます。）

* 加入時の申告羽数は、保険期間中に飼養が見込まれる最大羽数とします。農場および成鶏・育成鶏の別により**100羽未満を切上げ**となります。

* 保険料は、鶏舎所在地、鶏舎構造に関係なく**全国一律**となります。

【1羽あたり保険金額】

〈成鶏〉：**430円**

〈育成鶏〉：**180円**

【支払保険金】

鳥インフルエンザが発生した場合、**行政が発行する死亡・殺処分羽数が確認できる書類**により確認された死亡・殺処分羽数または加入申告羽数のいずれか少ない羽数（以下「死亡・殺処分羽数」といいます。）に基づいてお支払いする保険金の額を決定します。

〈成 鶏〉 1羽あたり保険金額（430円）× 死亡・殺処分羽数 × （1-自己負担割合）

〈育成鶏〉 1羽あたり保険金額（180円）× 死亡・殺処分羽数 × （1-自己負担割合）

※【個別支払限度額】「加入申告羽数×1羽あたりの保険金額」が農場別保険期間中の支払限度額となりますので、鳥インフルエンザにより保険金支払を行った場合、支払保険金の額を差し引いた額が残りの保険期間の支払限度額となります。

Point ②

無事故戻し（5%）があります！（条件付き）



以下【適用条件】①・②のいずれも満たす場合、保険期間中に領収した**全加入者の鳥インフルエンザ補償保険料の5%相当額**を無事故戻しとしてお返しいたします。

【適用条件】

① 保険期間終了の翌日から起算して2か月間経過時点においてこの保険契約からの保険金の支払あるいはそのおそれがない場合

② 保険期間終了時点から遡って過去3年間における損害率（3年間の支払保険金÷3年間の保険料）が30%以下であった場合

※保険期間中に事故が発生した場合で、保険期間終了後においても保険会社が保険金を支払うために必要な事項を確認できない場合は、確認できるまで無事故判定を保留します。

Point ③ 最大の総支払限度額 12 億円！



鳥インフルエンザ発生時には、法令に基づく補償および任意加入による家畜防疫互助基金支援事業に基づく互助金の交付等が発生しますが、これら補償の上乗せとして万が一の際への十分な備えとなります。

※下記総支払限度額は見込の数値であり、暫定となります。

【本保険制度の総支払限度額について（重要）】

保険制度全体における合計保険料の目安	総支払限度額の目安
5.8 億円以上	12 億円
4.8 億円以上	10 億円
3.9 億円以上	8 億円
1.9 億円以上	7 億円
1.2 億円以上	6 億円
3,000万円以上	4 億円

- ① 本保険制度は、保険制度全体における合計保険料に基づき、総支払限度額を決定します。保険制度全体における合計保険料が5.8億円以上の場合、総支払限度額12億円とします。なお、合計保険料が5.8億円に満たない場合は、保険会社と協議のうえ、総支払限度額を決定します。
- ② 保険会社が保険期間中に支払った保険金の合計額が総支払限度額に達した時点で本保険契約は終了します。
- ③ 本保険制度の最低保険料は3,000万円です。合計保険料が最低保険料に満たない場合には、保険制度の中止や保険料の変更等、制度見直しを行う場合があります。

※上記にて決定した総支払限度額は、令和5年2月1日始期契約において令和5年11月1日以降に発生した事由の保険金と、共通の限度額になります。

*** 自然災害補償 & 熱波・寒波補償について**

Point !!



自然災害補償
熱波・寒波補償

Point ①

充実のオプション補償！

Point ②

安心の総支払限度額 12 億円！

Point ①

充実のオプション補償！



鳥インフルエンザ補償に加え、自然災害や熱波・寒波による採卵鶏の死亡リスクをトータルで補償します。獣医師の診断書等により死亡羽数が確定次第、速やかに保険金をお支払いいたします。

【1羽あたり保険料】

〈成鶏〉

〈育成鶏〉

- ①自然災害補償： **3.03円**
- ②熱波・寒波補償： **11.83円**



- ①自然災害補償： **1.28円**
- ②熱波・寒波補償： **4.95円**



【1羽あたり保険金額】

〈成鶏〉：**430円**

〈育成鶏〉：**180円**

【支払保険金】

〈自然災害補償〉：1羽あたり保険金額 × 死亡・行方不明羽数

〈熱波・寒波補償〉：1羽あたり保険金額 × (死亡羽数 - 農場加入羽数 × 0.5%) × 80% (縮小支払割合)

Point ②

安心の総支払限度額最大 12 億円！

鳥インフルエンザ補償とは別に、自然災害補償、熱波・寒波補償それぞれ最大12億円まで損害を補填します。保険金支払額が支払限度額に達した場合、保険契約は終了します。

※農場ごとの個別支払限度額は1事故に対してのみ適用します。(農場ごとの保険期間中の支払限度額の設定はありません。)

★総支払限度額

自然災害補償	12 億円
熱波・寒波補償	12 億円



加入プラン／
補償概要

P3

鳥インフルエンザ
経営再建保険制度の
保険金お支払い事例

P4

保険料と保険金額／
鳥インフルエンザ補償
について

P5

～

P6

自然災害補償 &
熱波・寒波補償
について

P6

保険責任期間について
／事故が発生したら

P7

保険金請求
必要書類一覧

P8

加入手続きについて

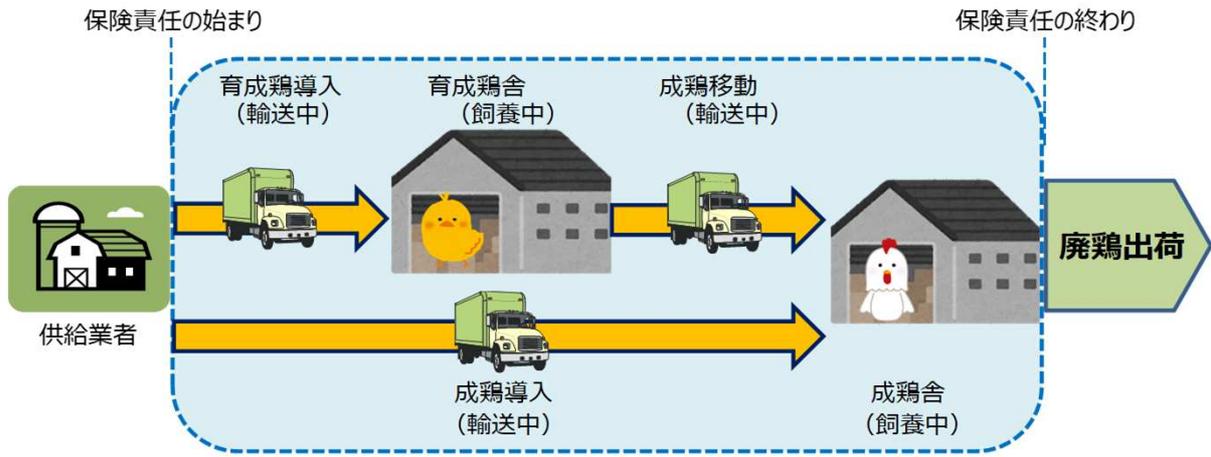
P9

重要事項

P10

* 保険責任期間について

本保険制度では、輸送の目的をもって搬出された時（または育成鶏舎にて生まれた時）に補償が始まり、一定期間飼養後、廃鶏として出荷された時に補償が終了します。

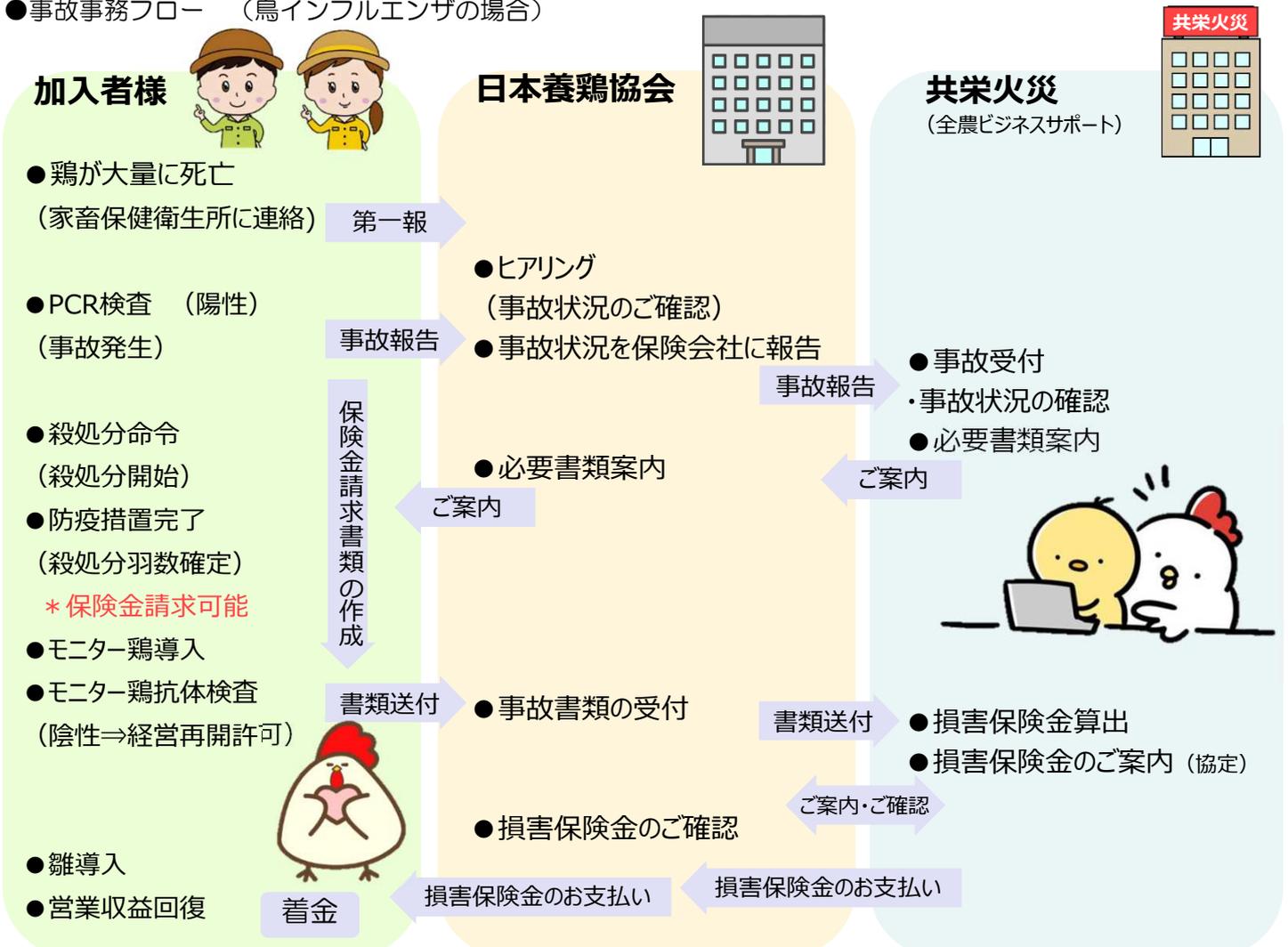


* 事故が発生したら…

※事故現場の様子を写真撮影するなど、後日確認できるよう記録してください。

万一保険事故が発生した場合には、すみやかに日本養鶏協会または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求に必要な書類はP8のとおりです。事故内容に応じて、別途ご案内いたします。

● 事件事務フロー（鳥インフルエンザの場合）



※自然災害補償、熱波・寒波補償の場合は、医学的見地に基づく獣医師の診断書が必要になります。事故が発生した場合は診断書の取付けをお願いします。その際に死亡羽数を記載いただくようお願いいたします。

※損害の状況に応じて、現地調査を実施させていただく場合がございますので、その際にはご協力のほどお願いいたします。

* 保険金請求 必要書類一覧

加入者様事故フロー（詳細）



加入プラン／
補償概要

P3

鳥インフルエンザ
経営再建保険制度の
保険金お支払い事例

P4

鳥インフルエンザ補償
保険料と保険金額／
について

P5
～
P6

自然災害補償＆
熱波・寒波補償
について

P6

保険責任期間について
／事故が発生したら

P7

保険金請求
必要書類一
覧

P8

加入手続きについて

P9

重要事項

P10

事故報告時

ご用意出来次第

保険金請求時

No.	申請に必要な書類	鳥インフル エンザ補償	自然災害 補償	熱波・寒波 補償
1	鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入者証【様式3】（写）	○	○	○
2	保険対象農場・鶏舎の現場写真（※1）	○	○	○
3	保険対象農場の平面図（写）	○	○	○
4	殺処分命令を確認する資料（写）／（※2）	○	-	-
5	殺処分羽数を確認する資料（写）／（※3）	○	-	-
6	飼育日報	○	○	○
7	手当金の交付が確認できる資料（写）／（※4）	○	-	-
8	獣医師の診断書	-	○	○
9	罹災証明書	-	○	-
10	廃棄証明書（マニフェストなど）	-	○	○
11	事故当時の温度記録	-	-	○
12	保険金請求書兼同意書【様式7】（※5）	○	○	○
13	鳥インフルエンザ経営再建保険制度委任状兼保険金請求書【様式5】	○	○	○
14	鳥インフルエンザ経営再建保険制度事故状況報告書【様式6】	○	○	○
15	念書【様式9】（※6）	△	-	-
16	印鑑登録証明書（委任者）	○	○	○
17	印鑑登録証明書（受任者）	○	○	○

- ※上記以外にも書類のご提出をお願いする場合があります。
- （※1）発生鶏舎の四方と内部を撮影して下さい。
 - （※2）知事が発する殺処分命令が確認できる資料をご提出ください。
 - （※3）行政が発行する証明資料をご提出ください。
 - （※4）「家畜伝染病予防法第58条第1項で定める手当金の交付が確認できる資料」をいいます。
 - （※5）日本養鶏協会が作成します。加入者様で作成する必要はありません。
 - （※6）「No.7手当金の交付が確認できる資料」の提出を待たずに保険金を請求する場合に提出願います。

保険金請求時のポイント



- 鳥インフルエンザ発生時、家畜伝染病予防法第58条、第59条に定める手当金が不交付となった場合、本制度からも保険金をお支払いすることができません。日々の防疫を強化いただくとともに健全な事業運営をお願いいたします。
- 死亡・殺処分羽数が確定した段階で保険金請求可能ですが、書類に不備等があった場合、保険金の着金が遅れる場合がございますので予めご了承ください。



1

保険事故発生～事故報告

鶏が大量に死亡

家畜保健衛生所に連絡

PCR検査実施

陽性

陰性

・鳥インフルエンザ発生⇒殺処分命令
・日本養鶏協会にご連絡をお願いします。
（お手元にご用意出来る場合、No.1～3の提出をお願いいたします。）
※自然災害が発生した場合も日本養鶏協会にご連絡いただくとともに、No.1～3の書類のご用意をお願いいたします。

2

保険金請求手続き～申請

死亡・殺処分羽数確定

※保険金請求可能になります。その他必要書類をご用意のうえ、日本養鶏協会にご提出ください。
※自然災害の場合は獣医師の診断書により死亡羽数が確定した段階で保険金請求可能となります。

必要書類のご提出

※該当事故の必要書類を作成いただき日本養鶏協会にご提出ください。

保険金請求手続き完了

3

申請内容確認～保険金支払い

共栄火災（幹事保険会社）にて、
申請内容を確認

通常約3週間程度でご指定の口座
に保険金が入金されます。

お手続き完了

* 加入手続きについて



Check①

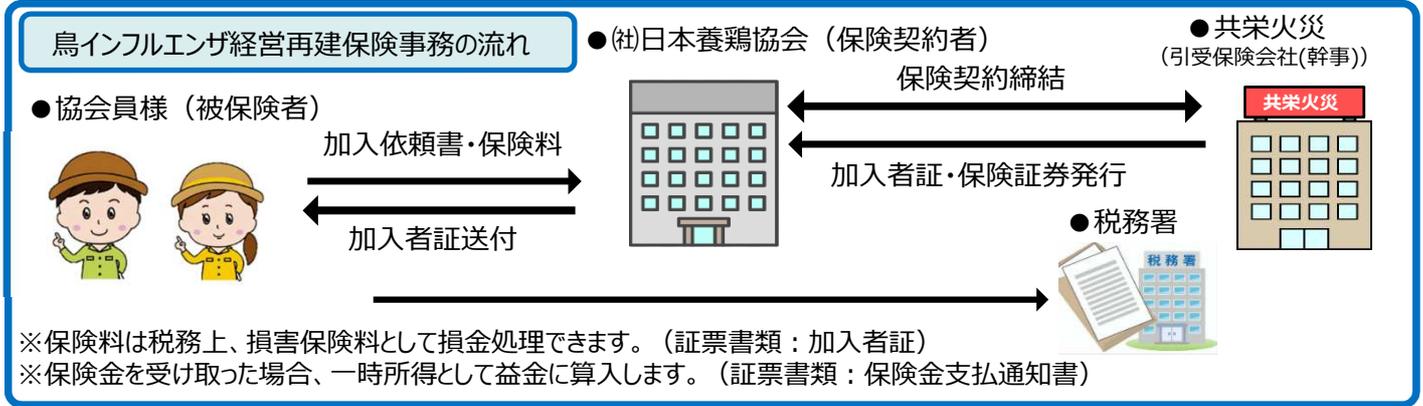
加入できる方は・・・

Check②

加入手続きは・・・

Check③

加入対象となる農場は・・・



Check① 加入できる方は・・・



一般社団法人日本養鶏協会の会員で採卵を業とする方が加入対象となります。

この保険制度は、一般社団法人日本養鶏協会を保険契約者、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社（幹事）とし、協会の皆様を加入対象とする団体保険制度です。

※協会会員様向けの保険制度のため、**会員資格を失った場合**につきましては、

本保険の補償を受けることが出来ませんのでご注意ください。また、保険料の返金もございません。

Check② 加入手続きは・・・

加入を希望する場合は、**令和5年10月6日（金）まで**に「鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入依頼書兼告知書（取扱要領別記：様式1）」、「保険金請求権条件付譲渡契約書兼通知書（取扱要領別記：様式2）」に必要事項をご記入のうえ、協会までご提出ください。

本保険制度の保険期間は、**令和5年11月1日（午前0時）～令和6年9月30日（午後12時）までの11か月間**となります。（令和6年10月1日以降は毎年10月更新となります。）

※期中での中途加入はできませんのでご注意ください!!!

Check③ 加入対象となる農場は・・・



加入対象となる農場は採卵鶏（成鶏・育成鶏）を飼養する農場です。肉養鶏（ブロイラー）は本制度の対象外となります。
【**県別選択加入制の設定（鳥インフルエンザ補償のみ）**】

複数の都道府県に農場・鶏舎を所有する加入者の場合、都道府県別に加入を選択することができます。

例) 千葉県と茨城県の2県に農場・鶏舎を所有している場合、千葉県（または茨城県）の農場のみ加入選択することが可能です。ただし、県内の農場・鶏舎は全てご加入いただけます。

（自然災害補償、熱波・寒波補償は農場ごとの選択が可能です。）

※ 保険契約の始期日時点（令和5年11月1日）において、移動制限区域が解除されていない地域がある都道府県に所在している農場や殺処分命令後経営再建許可を得ていない農場の加入については、後記『前保険期間中に移動制限区域が設定された都道府県内に所在する農場、殺処分が行われた農場の取扱い』をご参照ください。

▼ご契約に関するご注意事項(重要事項)

保険金をお支払いできない主な場合

- 加入者（役員、親族・従業員等を含みます）が行った家畜伝染病予防法や同法施行規則等の法令違反
- 家畜伝染病予防法第58条・59条に定める手当金が不交付となった場合
- 日本国外の鶏舎における保険事故
- 保険契約期間の開始後であっても、保険料領収前の保険事故により生じた損害 …… など

中途脱退

保険期間の途中で、加入者が保険制度から脱退した場合でも、**既にお支払いいただいた保険料は返還できません。**

契約内容変更（契約譲渡、事業継承、代表者変更等）

加入時にご提出いただいた「鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入依頼書兼告知書」の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更内容をご連絡ください。

共同保険

● 共同保険とは

この保険は、複数の保険会社による共同保険契約です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事会社が他の保険会社の代理・代行として、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払い、その他の事務を行います。

引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社（幹事）、東京海上日動火災保険株式会社（非幹事）

前保険期間中に移動制限区域が設定された都道府県内に所在する農場、殺処分が行われた農場の取扱い【鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領 特則1】

【特則1】の対象となる農場とは

前保険契約の保険期間中に、家畜伝染病予防法第32条に基づく移動制限区域が指定され、保険始期日時点（令和5年1月1日）において、**移動制限区域が解除されていない地域がある都道府県内に所在する農場**をいいます。

● 対象となる農場の取扱いについて

対象農場については、保険制度の補償開始日（令和5年1月1日）にかかわらず、保険（補償）の効力が発生する日は以下の通りとなります。

① 既加入農場（前保険契約に加入している農場）

ア. 殺処分命令を受け保険始期日時点において経営再開の許可を受けていない鶏舎を有する農場の場合（発生農場）は、都道府県知事により当該農場の経営再開が許可された日から保険の効力が発生します。

イ. 保険始期日時点において移動制限区域の指定を受けた地域に所在する鶏舎を有する農場の場合（移動制限農場）は、都道府県知事により当該移動制限が解除された日から保険の効力が発生します。

② 新規加入農場（前保険契約に加入していない農場）

令和5年1月1日から新たに加入する農場の場合、都道府県知事により当該都道府県内のすべての移動制限区域の指定が解除された日から、保険の効力が発生します。

● 保険料について

保険料は、保険の効力発生日にかかわらず、定められた保険料振込期限までに指定の口座に送金してください。

ただし、保険期間を通じて経営再開許可や移動制限の解除が行われないうち、保険の効力が発生しなかった農場については、当該農場分の保険料を保険期間終了後に全額返還します。

（返還する保険料には利息は付しません。）

加入プラン／
補償概要

P3

鳥インフルエンザ
経営再建保険制度の
保険金お支払い事例

P4

鳥インフルエンザ
経営再建保険制度の
保険料と保険金額／
補償について

P5
～
P6

自然災害補償 &
熱波・寒波補償
について

P6

保険責任期間について
／事故が発生したら

P7

保険金請求
必要書類一
覧

P8

加入手続きについて

P9

重要事項

P10

加入手続きについて

令和5年8月下旬に協会より、会員の皆様へ令和5年11月以降始期「鳥インフルエンザ経営再建保険」の申込書類が発送されます。申込書類がお手元に届き次第、加入受付開始となりますので加入漏れのないようお手続きください。
※期中での中途加入はできませんので、お手続き漏れにはご注意ください。

送付期限・申込書類送付先

送付期限

必着：令和5年10月6日（金）

送付先

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内
一般社団法人 日本養鶏協会 鳥インフルエンザ経営再建保険窓口 宛

「鳥インフルエンザ経営再建保険制度加入依頼書兼告知書（取扱要領別記：様式1）」、「保険金請求権条件付譲渡契約書兼通知書（取扱要領別記：様式2）」に必要事項ご記入のうえ、協会にご提出ください。

保険料振込期限・振込先

振込期限

必着：令和5年10月13日（金）口座着金

振込先

【銀行名】みずほ銀行 新川支店（普） No.1129897
【名義人】一般社団法人 日本養鶏協会 経営再建保険口
【フリガナ】（シャ）ニホンヨウケイキョウカイケイエイサイケンホケングチ

契約申込書類の受付後、日本養鶏協会より、保険料の案内が届きます。届き次第、上記の指定口座にご送金ください。

※振込手数料は加入者様負担となります。

お問合せ先

保険契約者

一般社団法人 日本養鶏協会
〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16（馬事畜産会館内）
TEL：03-3297-5515／FAX：03-3297-5519

取扱代理店

株式会社全農ビジネスサポート 保険部 物流信用課
〒112-0002 東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデンゲートタワー10階
TEL：03-5615-9171／FAX：03-3815-8318

引受保険会社 （幹事）

共栄火災海上保険株式会社 農林水産部 営業第二課
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL：03-3504-2374／FAX：03-3504-2936